

●香川県告示第144号

香川県計量検定所規則（平成5年香川県規則第54号）第11条及び第13条の規定により、検査用具の貸付料等を次のとおり定め、平成26年4月1日から施行する。

平成18年香川県告示第312号（香川県計量検定所の検査用具の貸付料等）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

区 分	単 位	金 額
1 基準器検査規則（平成5年通商産業省令第71号）第83条の標識が付された基準分銅		
(1) 特級基準分銅		
10キログラム以下の組分銅	1日につき1組当たり	6,900円
20キログラム25個の組分銅	1日につき1組当たり	13,600円
(2) 1級基準分銅		
5キログラム以下の組分銅	1日につき1組当たり	2,300円
(3) 1級基準分銅又はこれと同等の性能（公差が対象となる級の公差以下であって、より高精度な級の公差より大きいものをいう。）の分銅		
10キログラム分銅	1日につき1個当たり	390円
20キログラム分銅	1日につき1個当たり	260円
500キログラム分銅	1日につき1個当たり	5,400円
(4) 2級基準分銅		
5キログラム以下の組分銅	1日につき1組当たり	1,800円
10キログラム分銅	1日につき1個当たり	200円
20キログラム50個の組分銅	1日につき1組当たり	2,900円
500キログラム分銅	1日につき1個当たり	400円
2 電子天びん（20キログラム2級基準分銅の校正用のもの）	1日につき1個当たり	1,660円
3 質量比較器（1,000キログラム2級基準分銅の校正用のもの）	1日につき1個当たり	8,100円
4 燃料油メーター用基準タンク		
(1) 20リットル以下の検査用具一式	1日につき1組当たり	2,100円
(2) 20リットルを超えるものの検査用具一式	1日につき1組当たり	4,600円
5 液化石油ガスメーター検査用具一式	1日につき1組当たり	3,300円
6 体温計検査用具一式	1日につき1組当たり	1,740円
7 血圧計検査用具一式	1日につき1組当たり	2,800円